

地方公営企業会計制度の見直しに伴う 当市の水道事業会計の対応状況について

水道事業会計は地方公営企業法の適用を受ける事業ですが、地方公営企業法施行令及び同施行規則が改正され、平成26年度予算及び決算から改正後の会計制度が適用されることになりました。

この具体的な内容及び当市の対応状況は以下のとおりです。

1 借入資本金制度の廃止

借入資本金制度が廃止され、今まで借入資本金として資本に計上していた企業債が、今回の改正により負債に計上することになりました。

【当市の対応状況】

当市においても平成26年度予算から負債に計上します。なお、平成24年度末現在の企業債残高は、42億6,100万円となっています。

2 補助金等により取得した固定資産の償却制度の改正

(1) 任意適用が認められていた「みなし償却制度」の廃止

固定資産の取得又は改良に伴い交付された補助金、負担金等（以下「補助金等」という。）をもって取得した固定資産については、取得に要した価額からその取得のために充当した補助金等を控除した金額を帳簿原価とみなして、各事業年度の減価償却費を算出することができる規定「みなし償却制度」が廃止されました。

【当市の対応状況】

当市は「みなし償却制度」を採用していましたが、今後はみなし償却が廃止されたことにより減価償却費が増加しますが、固定資産の取得に伴い交付された補助金等については、「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化（長期前受金戻入として営業外収益に計上）していくことになるため、今までと損益上は影響がありません。

（別紙参照）

(2) 建設改良費に充てた企業債等に係る元金償還金に対する繰入金については、補助金等の例により「長期前受金」として計上した上で、減価償却に伴って収益化することになりました。ただし、各事業年度における減価償却額と当該繰入金との差額が重要でない場合は繰り入れた年度に全額を収益として計上することができます。

【当市の対応状況】

当市においては、各事業年度における減価償却額と当該繰入金との差額が重要でない（当該繰入金よりも減価償却額の方が多い）ため、繰り入れた年度に全額を収益として計上する予定です。

そのため、今まで資本的収入にしていた繰入金収益的収入になるため、今までよりも純利益が増えますが、その分、資本的収支の不足額が増えるため、水道事業会計全体としては今までと収支の増減はありません。

3 引当金の改正

将来の特定の費用又は損失（利益の控除を含む。）であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものと認められるものは、当該金額を引当金として計上することになりました。

【当市の対応状況】

新たに貸倒引当金と賞与引当金を計上します。

（1）貸倒引当金

債権（水道料金等）の不納欠損による損失に備えるため、過去の貸倒実績率による回収不能見込額を計上します。

（2）賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度の負担に属する額を計上します。

4 繰延勘定の廃止

新たな繰延勘定への計上は認められなくなりました。

【当市の対応状況】

当市は、開発費や試験研究費等の繰延勘定に計上しているものはないため影響はありません。

5 たな卸資産の価額についての低価法の導入

たな卸資産の価額については、時価が帳簿価額より下落している場合には当該時価とする、いわゆる低価法が義務付けられましたが、一般管理活動において短期間に消費されるべき貯蔵品等、当該金額の重要性が乏しい場合の評価は、低価法によらないことができます。

【当市の対応状況】

当市の貯蔵品は水道メーターのみであり、短期間に消費されるため低価法によらないこととします。

6 減損会計の導入

固定資産であって、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものについては、その時の帳簿価額から、当該生じた減損による損失又は認識すべき減損の額を減らした額をもって帳簿価額とすることになりました。

【当市の対応状況】

当市の現状では、減損の兆候がないため減損する必要はありませんが、今後は毎年度減損の兆候がないか確認することになります。

7 リース会計の導入

地方公営企業会計にリース会計が導入されましたが、中小規模の地方公営企業においては、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができます。

※ ファイナンス・リース取引とは、リース期間の中途において契約を解除することができないリース取引であって、リース物件の借主が、リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担することとなるものをいいます。

【当市の対応状況】

当市の現在のリース取引は、水道会計システム、水道料金システムの2件のみであるため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行います。(今までと同様に毎年度賃借料として計上します。)

8 セグメント情報の開示の導入

地方公営企業会計にセグメント情報の開示（事業ごとなどの分割した区分ごとに営業収益等の開示）について、各地方公営企業において判断することになりました。

【当市の対応状況】

当市の水道料金は平成21年度に中野地域と豊田地域を統一しており、水道料金の決定等は中野市全体で考えているため、中野市全体で一つのセグメント情報とします。

9 キャッシュ・フロー計算書の導入

キャッシュ・フロー計算書の作成が義務付けられ、業務活動によるキャッシュ・フローの表示方法には、主要な取引ごとに収入総額と支出総額を表示する方法（直接法）と、純利益に必要な調整項目を加減して表示する方法（間接法）とがあり、どちらかを選択することになりました。

※ 一般会計では現金の収入及び支出の事実に基づいて経理記帳される現金主義会計を採用しているのに対し、水道企業会計では現金の収支の有無にかかわらず経済活動の発生という事実に基づき、記録・整理する発生主義会計を採用しています。

発生主義会計のもとでは、収益・費用を認識する会計期間と現金の収入・支出を認識する時期とに差異が生じるため、現金の収入・支出（資金の変動）に関する情報を得ることが可能となる「キャッシュ・フロー計算書」が導入されました。

【当市の対応状況】

間接法を採用した場合には、減価償却費など現金支出を伴わない経費に係る内部留保資金が明示され、市民の皆さんに経営状況を的確に情報提供することが可能となるため、間接法を採用します。

10 勘定科目等の見直し

上記1から9の改正により勘定科目が見直され、借入資本金に計上していた企業債が負債に計上されるなど貸借対照表等が改正されました。

また、地方公営企業の状況を適切に開示するため、重要な会計方針等を注記し、又はこれらの事項を注記した書類を添付することになりました。

【当市の対応状況】

勘定科目や貸借対照表の改正など中野市水道事業会計規程の一部改正は実施済みであり、平成26年度の予算書からは重要な会計方針等を注記します。

11 組入資本金制度の廃止

減債積立金を使用して企業債を償還した場合及び建設改良積立金を使用して建設改良を行った場合に、その使用した額に相当する額を資本金へ組み入れる制度（組入資本金制度）が廃止されました。

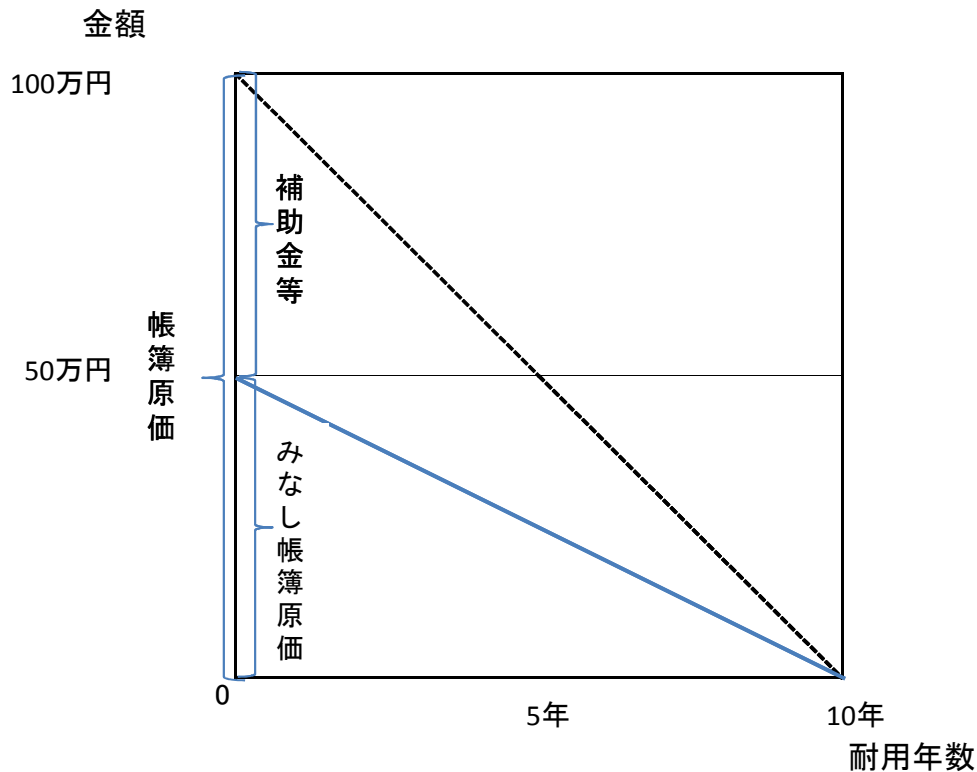
そのため、使用した額に相当する額は未処分利益剰余金となり、その後の取扱いは、議会の関与を経て決定することになりました。

【当市の対応状況】

組入資本金制度は廃止されましたが、今後も資本金へ組み入れる予定ですが、議会への議決を経ての対応になります。

みなし償却制度について

※ 100万円の固定資産のうち50万円が補助金等で取得し、耐用年数を10年で設定
(わかりやすいように残存価額は0円としています。)



<今までは>

支出: みなし帳簿原価50万円 $(100万円 - 50万円) \div$ 耐用年数10年 = 5万円が減価償却費

<これからは>

支出: 帳簿原価100万円 \div 耐用年数10年 = 10万円が減価償却費

収入: 補助金等50万円 \div 耐用年数10年 = 5万円が長期前受金戻入

支出が5万円増えて10万円になりますが、収入も5万円増えるので、
差し引きで5万円となり、損益上は今までと変更はありません。